拡大抑止の失敗 ----台湾海峡危機と尖閣問題----

宫岡研究会

はじめに

- I 抑止失敗に関する先行研究
 - 1 分析的枠組み:抑止挑戦理論
 - 2 第一次台湾海峡危機
 - 3 第二次台湾海峡危機
- Ⅱ 事例研究:1995-96年台湾海峡危機
 - 1 危機の概要
 - 2 中国の認識:米国の公約の性質
 - 3 中国の認識:リスク計算・制御可能性
 - 4 今後の台湾問題への含意
- Ⅲ 抑止挑戦理論から見る尖閣問題と今後の展望
 - 1 尖閣問題の概略
 - 2 抑止挑戦理論から分析する尖閣問題
 - 3 日本政府への政策提言

はじめに

中国が膨張を続けている。近年、南シナ海や東シナ海を中心とした中国の数多くの領土問題は東アジアで最大の懸案事項となっており、日本もこれに無関心ではいられない。2010年9月に起きた、いわゆる「尖閣諸島中国漁船衝突事件」は記憶に新しいところであるし、防衛省の発行する『防衛白書』にある「中国によるわが国領海侵入および領空侵犯を含む、わが国周辺海空域における活動の急速な拡大・活発化(中略)がみられ、一層厳しさを増している」」という記述からも、この問題の重要性がうかがえる。2010年に国内総生産(GDP)で世界第二位に躍

り出た中国²⁾ はその経済力を基礎に着々と国力を増大させており、今後こういった領土問題における中国の拡大が収束に向かうとは到底考えられない。

このような動きを前にして、日本が今後どのような抑止政策を展開するべきかを検討するのは有用であるだろう。経済的・軍事的な成長が著しい国家が近隣の国家に行ってきた干渉や侵略は歴史が教えるところである。中国が尖閣に対して武力行使した場合、日本の国益は著しく損なわれるだろう。

日本の対中抑止において注目すべき点は、米国による同盟国日本への拡大抑止 と、抑止される側の中国の認識である。まず戦後日本の安全保障は、日米同盟と いう大きな原則を抜きにして考えることはできず、この原則が今後も続くであろ うと考えられるからである。そして中国が武力で挑戦するかは、中国が現状をど のように認識するかによって決まるからである。

これら二つの側面に着目したのが米国の政治学者ジョージ(Alexander George)とスモーク(Richard Smoke)による「抑止挑戦理論」である。そこで本論では、この抑止挑戦理論を使って日米中の将来を展望することにする。ジョージとスモークによれば、抑止とは「ある行動にかかるコストとリスクが、それによって得られる利益よりも高くつくと相手を説得」³⁾ し、その行動を控えさせることである。抑止を考える場合、現状の変更を試みる国家を「挑戦国」、説得を試みる国家を「防御国」と呼ぶ。また拡大抑止とは、防御国が抑止の範囲をその他の国に拡げる形態であり、その恩恵を受ける国を「被防御国」と呼ぶ。本論で扱う抑止挑戦理論は、特に挑戦国の公約認識とリスク計算・制御についての認識に注目して拡大抑止の失敗の条件を分析する理論である。

本論の構成は、以下の通りである。第 I 章では、ジョージとスモークの「抑止挑戦理論」を、1954年から1955年の第一次台湾海峡危機ならびに1958年の第二次台湾海峡危機に当てはめて説明する。第 II 章では、「抑止挑戦理論」を援用し、1996年に起きた台湾海峡危機を取り上げて事例研究を行う。中台関係は拡大抑止のモデルとして日中関係とよく似ており、今後の日米中関係を分析する上で有用である。この章の最後では、今後の台湾海峡についての含意として、具体的な軍事戦略等を提示する。第 II 章で行った事例分析を参考に、今後の対中抑止戦略として五つの政策提言を示す。

I 抑止失敗に関する先行研究

本章では、拡大抑止の失敗がどのような時に起こるのかを考える。まず第1節では、抑止理論の中でも特に挑戦国の認識に注目する「抑止挑戦理論」を紹介する。この理論を分析枠組みとし、拡大抑止の失敗を考察していくことになる。第2節では、1954年から1955年にかけて起きた第一次台湾海峡危機を使い、抑止挑戦理論を例証する。第3節では、同様に、1958年に起きた第二次台湾海峡危機において、抑止挑戦理論を例証する。

1 分析的枠組み:抑止挑戦理論

本節では、拡大抑止の失敗について、ジョージとスモークが提唱した理論的枠 組みを紹介する。

拡大抑止の成功と失敗を考えるにあたり、ジョージとスモークは挑戦国の行動に着目した⁴⁾。彼らの理論では、防御国の行動を独立変数、挑戦国の行動を従属変数とし、挑戦国が抑止挑戦の決断を下す条件について述べている⁵⁾。そして挑戦国が武力を用いて抑止に挑戦した場合、抑止は失敗したと考えられる。以下では彼らの理論を「抑止挑戦理論」と呼ぶこととする。

抑止挑戦理論では、挑戦者の二つの条件に着目する⁶⁾。第一の条件は、「挑戦 国が防御国の抑止公約をどのように認識しているか」である。第二の条件は、「挑 戦国が、選択する行動のリスクについて、計算可能であり制御可能であると認識 しているか」である。つまり、どの程度の報復か予想可能で、自らの行動をコン トロールすることによって、そのリスクの回避が可能かということである。この 二つの条件を使い、彼らは抑止失敗の主要な三つのパターンを発見した。

それらのパターンは、歴史的事例の分析を通じて、挑戦国が抑止挑戦のために選択する戦略として分類された⁷⁾。その分類には、第一条件、第二条件が使われ、それぞれ「既成事実化の攻撃」、「限定的詮索」、「制御された圧力」と名付けられた。そしてもう一つ重要な発見として、この三つのパターンを使い、抑止失敗にいたる危機を段階分けできると主張した。また三つのパターンは、リスク計算・制御が「可能」であるという認識が共通しているため、公約の性質の違いで分類される。

一つ目の「既成事実化の攻撃」は、抑止公約が「存在しない」と認識された場

挑戦国の認識		防御国の公約の性質					
		存在しない	不明確	明確だが弱い	明確で強固		
リスク計算・制御の可能性	可能	抑止失敗 既成事実化	抑止失敗 限定的詮索	抑止失敗 制御された圧力	抑止成功		
	不可能	抑止成功					

表 1 挑戦国の二つの認識と抑止の結果

出所:次の文献を参照して筆者作成。Alexander L. George and Richard Smoke, *Deterrence in American Foreign Policy: Theory and Practice*, Columbia University Press, 1974, pp. 536–547.

合に起こる⁸。この場合、挑戦国の最善策は、防御国に意思変更や軍事的準備をさせる間を与えず、早急に片を付けてしまうことである。例として、朝鮮戦争での北朝鮮の行動が挙げられる。当時の米国国務長官アチソン(Dean Acheson)が発表した「不後退防衛線(アチソン・ライン)」を受け、北朝鮮は、米国による韓国の軍事的防衛という公約が存在しないと考えた。北朝鮮は、米国の意思が変わる前に早急に韓国政府を滅亡させようと考え、侵攻したのであった。

二つ目の「限定的詮索」は、公約が「不明確」であると認識される場合に起こる⁹⁾。この場合、挑戦国の最善策は、防御国が公約を明確化させるよう、限定的な武力行使を試みることである。1948年のベルリン封鎖では、ソ連は西ベルリンへの陸路を全て封鎖したが、これはすぐに引き返せる程度の限定的な武力行使であった。ソ連は、西側諸国に危機を拡大させる意思があるのか、その反応をもって明確化させようとしたのである。

三つ目の「制御された圧力」は、公約が「確実だが弱い」と判断された時に見られる¹⁰⁾。挑戦国は、係争地の封鎖など多様な手で防御国に圧力をかけ、公約運用のリスクが受け入れ難いものになることを暗示したり、公約自体を弱めようとしたりする。上述したベルリン封鎖において、ソ連は、西側諸国の反応が制御されたもので、危機を拡大させるつもりがないとの確証を得た。それを受けたソ連は、封鎖を継続し補給路の妨害などの圧力をかけることで、西側諸国の連携を弱めることを狙ったのであった。「限定的詮索」と「制御された圧力」は、行動自体では区別が困難な場合もあるが、挑戦国の公約認識、行動の狙い、手段の多様さにおいて区別されるものである。

2 第一次台湾海峡危機

抑止挑戦理論は、抑止失敗の複数の事例から帰納的に体系化されたものであった。その事例の中に1954年から55年にかけて起こった第一次台湾海峡危機と、1958年に発生した第二次台湾海峡危機がある。本節では抑止挑戦理論の例証として、まず第一次台湾海峡危機を見る。この危機は、米国の公約が「不明確」と認識された第一段階、「明確だが弱い」と認識された第二段階、「明確かつ強固」であると認識された第三段階に分けて考えることが可能である。

危機の第一段階では、中国から見た米国の公約は「不明確」であった。朝鮮戦争以後、米国は二つの中国の中でも台湾国民党の側に立ち、台湾の武力統一を掲げる中国共産党(以下、中国とする)に対し抑止をかけた¹¹⁾。米国の公約では、台湾本島と澎湖諸島が防衛範囲内であることは明白であった。一方で、金門島や媽祖島などの大陸沿岸諸島が、米国の防衛範囲に含まれるかは曖昧であった。大陸沿岸諸島は、台湾が実効支配しており、大陸反攻の拠点となりうる島々であった。米国は、防衛範囲となる余地を残すという曖昧な態度にあえて留めたのであった。

米国が曖昧な態度をとった要因として、次の二点が挙げられる。第一に、米国は中国との全面戦争を避けたかった。強い公約は、中国を抑止する一方で、台湾に自信を与えてしまう。米国は、自信をつけた台湾が強硬な態度に転じ、中台関係を悪化させた末に戦争に巻き込まれることを懸念した。第二に、国内外への配慮がある。具体的には米国議会からの圧力、分裂した米国の国内世論、台湾国民党からの度重なる要求、中国共産党を承認していた同盟国英国への配慮が挙げられる。

この状況下で、中国はリスク計算・制御が「可能」な砲撃という限定的な武力行使に打って出た。中国は、台湾統一のためにも、金門島や媽祖島が防衛範囲に含まれるか否か、米国に明確化させようと試みたのであった¹²⁾。圧倒的な軍事力の差を認識していた中国は、米国との全面戦争を回避したかった。金門島砲撃という限定的な武力行使は、すぐに中止して引き返せる、計算された選択であった。この砲撃により、第一次台湾海峡危機が始まり、「限定的詮索」による抑止の失敗が見られた。

金門島への砲撃を受け、米国は公約明確化の問題に迫られた。米国が反応をしぶる間に、砲撃は他の大陸沿岸諸島にも拡大した。結局台湾と米華相互防衛条約を締結した米国は、曖昧さを残しながらも、金門島や媽祖島の大陸沿岸諸島も防

衛範囲となることを示したのであった¹³⁾。

米国公約が「明確」になり、危機は第二段階へ移行した。しかし、中国は依然として砲撃を続けた。ここに、「制御された圧力」による抑止の失敗が見られた。中国は、米国の公約が「明確ではあるが弱い」と判断し、その「弱さ」に鑑み、リスク計算・制御が未だ「可能」であると判断したのであった。砲撃を続け、米国に公約運用の問題を突きつけることで、米台間に不信感を生ませ、公約を弱めることを狙ったのであった¹⁴。

中国の砲撃継続に対し、反応を迫られた米国は、対中戦争における原子力兵器の使用に言及した。米国が公約の「強固」さを示すことで、危機は新たな第三段階へと移行し、中国は態度を軟化させた。中国は公約が「明確かつ強固」であり、原子力兵器の恐怖がある以上、砲撃継続のリスクは計算も制御も「不可能」であると判断したのであった。中国は金門島への砲撃を中止し、台湾海峡の緊張は緩和され、米中は交渉により危機を終結させた。

中国による大陸沿岸諸島への砲撃という低次の攻撃を許したことで、米国の抑止は失敗し、その政策の限界を露呈した。中国は、危機後も将来的に制御された 危機を作り出す能力を保持し、1958年の第二次台湾危機を生むこととなった¹⁵⁾。

3 第二次台湾海峡危機

本節では、前節と同様に、第二次台湾海峡危機を見ながら、抑止挑戦理論を例証していく。この危機も、中国の米国の公約に対する認識の変化により段階分けが可能である。第一次台湾海峡危機と同様、「不明確」と認識された第一段階、「明確がが弱い」と認識された第二段階、「明確かつ強固」であると認識された第三段階に分けて考える。

1958年、再び中国による金門島への大規模砲撃が始まったことで、第二次台湾海峡危機が起こった。この危機でまたもや中国に金門島への大規模砲撃を許し、米国の抑止は失敗した¹⁶⁾。

まず中国から見た米国の公約が「不明確」であった第一段階を分析する。第一次台湾海峡危機で示された米国の公約は、1958年においても未だ存在していた。しかし、その公約が依然適用されるのか、もしくは台湾から大陸沿岸諸島を奪取することは黙認されるのか、中国には曖昧であると映った。そこで中国は砲撃という限定的武力行使を再び選択した。ここに第二次台湾海峡危機が始まった。この砲撃は容易に止めることができ、同時にその規模を容易に拡大できるリスク計

算・制御が「可能」な選択肢であった¹⁷⁾。米国の公約を明確化させる「限定的詮索」は、この状況下の中国にとって最善の選択肢であったと言える。

この中国の「限定的詮索」に対し、米国は用心深すぎたために、はっきりとした態度を示すのが遅くなってしまった¹⁸⁾。この背景には、1954年と変わらず、国内外の世論の問題、中国共産党を認める英国など同盟国への配慮、中国との全面対立を避けたいという米国政府の意図があった。結果的には、中国が金門島へ「侵攻」した場合に介入すること、介入における核兵器の使用も辞さないことを表明したが、米国の反応は遅かった。

危機は第二段階へ移行したが、中国は米国の公約を「明確だが弱い」と受け止めた。そして砲撃のリスク計算も制御も未だ「可能」であると考えたため、砲撃を止めることはなかった¹⁹⁾。それは中国が、砲撃を侵攻と区別し、また全面戦争に発展するリスクを冒してまで米国が金門島に拘ることはないであろうと判断したためであった。交渉となる場合に外交的有利が得られることや、米国が台湾に撤退や降伏を促す事態になること、公約を弱めることを期待したのであった。またソ連が米国の中国攻撃に対し抑止をかけたことで、中国は後ろ盾を得ることになり、その判断にさらに自信を持つようになったのであった。中国にとって最善の選択肢は、注意深く圧力をかけ米国の公約を弱め、抵抗は困難で受け入れ難いリスクを伴うものと納得させることであった。

この中国による「制御された圧力」により、米国は危機の拡大を懸念して、台湾へ兵力を削減するよう促し、柔軟な姿勢を示した。しかしその間にも、米国は軍事的な技術力を使い中国の妨害を解くことができたために、台湾支援を強化するなど強硬な態度へと対応を戻していった。これにより、公約は「明確かつ強固」であり、危機拡大の恐れからリスク計算も制御も「不可能」であると考えられるようになった。やがて中国は砲撃の休止を宣言し、危機は収束したのであった。

以上見てきたように、第一次、第二次台湾海峡危機における抑止の失敗は、抑止挑戦理論の特徴である、挑戦者の公約認識や計算への注目、危機の段階分けなどのアプローチを使い、分析することができるのである。

Ⅱ 事例研究:1995-96年台湾海峡危機

第Ⅱ章では第Ⅰ章の抑止挑戦理論を基に、1996年台湾海峡危機を分析する。また、現代の台湾問題の含意も示す。まず第1節では、96年台湾海峡危機の概要を

明らかにする。次に、第2節では、危機において中国が台湾に対する米国の公約をどのように認識していたかを明示する。第3節では危機における中国の動機とリスク計算を見ることで、取り得る選択肢のリスクをどのように捉えていたかを明らかにする。第4節では本章のまとめと現代の台湾問題への含意を示す。

1 危機の概要

1996年3月5日から25日までの間、台湾海峡において生じた米国と中国との間 の衝突を96年台湾海峡危機という。中国により三度軍事演習が計画され、二度実 施された。中国は第一波でミサイルによる空港施設、レーダー基地などへの攻撃 を意図していた。第二波では航空機による制空権の確保や艦艇を使用した台湾本 当の封鎖と海峡の渡海作戦を試みた。第三波においては、陸海空の三軍による大 規模な上陸作戦を想定していた。これは積極的な外交政策を推進した台湾と、そ れを台湾独立の動きと解釈した中国との間の緊張の高まりによるものであった²⁰。 独立を目指す台湾での民進党の躍進などで危機感を強めていた中国は、江沢民国 家主席の指導の下で即時強硬手段を避けた210。95年1月の「江八項目」では中国 は中華人民共和国であるとは明示しなかったほか、「一つの中国」原則について も内容を曖昧にした。また江沢民は李登輝との相互訪問を呼びかけ、自ら歩み寄 ることで局面打開を図った。江沢民は台湾問題を国共内戦の延長線上であると捉 えており、台湾に呼びかけを行うことが敵対関係の解消への譲歩になると考えて いたのである。一方、台湾では一党統治体制が終結し、台湾アイデンティティ220 が拡大していた。その中で台湾の李登輝総統は、江沢民の提案には慎重な態度を 示すに留まった。そして95年6月、江沢民の提案を一蹴するかのように米国への 訪問を行った。李登輝の訪米に憤怒した中国側は、7月に予定されていた二つの トップ会談を延期したほか、東シナ海において軍事演習を行い、目に見える形で 台湾への報復行動を起こした23。そして96年の台湾総統直接選挙に際し、李登輝 に対する敵意が高まり台湾への威嚇を強めようとした結果、またもや台湾海峡に て危機が発生した。

この危機の第一波は、3月5日に中国人民解放軍がミサイル演習を発表したことに始まる。演習は3月8日から15日に設定されたが、これは18日後の3月23日に予定される台湾総統直接選挙で李登輝が再選し、台湾の民意を後ろ盾に台湾独立の機運が強まることを中国が憂慮した結果である²⁴。目標海域は台湾北東の基隆沖合、南西の高雄沖合とされた。これを受け、台湾国防部は金門島に部隊を配

備した。米国は断固たる措置をとると演習発表前日に明言し、米台の二国間では、 米軍が偵察衛星などの情報を詳細に台湾側に通告するなど協力体制を構築した。 ミサイルは8日に三発、13日に一発、全て標的の海域内に発射され、抑止は部分 的に失敗したと言える。中国は演習期間中の9日には第二波の海空実弾演習を発 表し、終了した15日には第三波の陸海空合同演習を発表した²⁵⁾。

第一波の期間内に発表された第二波の海空実弾演習は、3月12日から20日までに台湾海峡南端の福建省東山島、広東省南澳島沖合で行われると発表され、その通り実施された。よって抑止はここでも部分的に失敗したと言える²⁶⁾。演習を行う中国に対し、米国は演習を中止するよう外交的圧力を強めた。米国政府は10日に第七艦隊の空母インディペンデンスの派遣を示唆し、翌11日には原子力空母ニミッツの台湾海峡への派遣を発表した²⁷⁾。空母を二隻派遣するのは極めて異例の措置であり、中国にとって米国の空母派遣は予想外の対応であった²⁸⁾。この間、米国と中国は非公式に対話の場を設けており、14日には米国国務省により「公私にわたる(中国との)対話を通じて、中国が初めて米国に対していかなる軍事行動も取る意志がないとの保証を得ている」との発表がなされた²⁹⁾。

第一波終了後に発表された第三波の陸海空合同演習は、3月18日から25日に福建省海壇島を含む台湾海峡北部で行われるとされた。本演習は大規模な台湾上陸作戦を想定したシミュレーションであった³⁰⁾。実際に期間内に大規模な演習は行われなかったが、中国は原子力空母ニミッツが台湾海峡を通過することに危機感を覚えており、香港『文匯報』の紙面上で全人代代表や政協委員らを動員し、ニミッツの台湾海峡通過を非難するキャンペーンを行った³¹⁾。21日には米中交渉が行われ、中国は軍事演習を中止すること、米国は原子力空母ニミッツの台湾海峡を通過せずに引き揚げることで両国は合意した³²⁾。また、25日には中国側により正式に第三波の演習の終了が宣言された。これにより、米国と中国の間の不測の事態は回避され、米国による抑止は部分的に成功した。

2 中国の認識:米国の公約の性質

本節では抑止挑戦理論において、抑止の結果を左右する条件の一つとして挙げられていた「挑戦国が防御国の公約をどのように認識していたか」を96年台湾海峡危機の事例に当てはめて考察する。挑戦国の中国は、防御国の米国の公約をどのように認識していたのだろうか。

96年台湾海峡危機前後の中国の一連の強制外交によって、80年代から続く米国

の中国、台湾両国に対する曖昧な態度及び不明確な公約が、米国の空母派遣とい う形で「明確かつ強固」であると中国が認識するに至った。

1990年代、台湾では民主化が進展し独立の気運が高まった。その中で、1990年代前半における米国の公約に対する中国の認識は「不明確」であった。1980年代から続く、米国の中台両国に対する曖昧戦略により、中国は米国の公約を明確化できずにいた³³⁾。1972年の上海コミュニケにおいて米中間で「台湾は中国の一部である」という認識を共有しながらも、米国は台湾への武器輸出を継続し、台湾支援の姿勢を示した³⁴⁾。さらに1995年5月、米国は李登輝の訪問を受け入れた。中国はこれを台湾独立への間接的支持と受け取り、米国を批判した。しかし米国は「議会からの圧力で李登輝訪米を認めた」、「米中の基本的関係を侵害しない」と曖昧な態度をとった³⁵⁾。それまで米中関係悪化を嫌い、強制外交を避けていた中国は、米国への批判を強めるべきと判断し、7月と8月の軍事演習を決意した。中国に忍耐の政策に戻る選択肢はなかった。

しかし、1995年の危機を終えても中国は未だ米国の公約をはっきりと認識できないままであった。8月のミサイル演習の目的の一つは、米国の対台湾政策を批判し、米中関係の重要性を認識させることであったが、演習を終えても米国の反応は曖昧であった。ミサイル実験を「平和と安定に貢献しない」と中国を批判しつつ、「台湾に関与しないという保証はない」と台湾政策において曖昧な態度を示した³⁶⁾。11月の米中会談では、台湾問題に関して米国は「できる限り台湾政策を変更する」としたが、中国は「米国の政策は李登輝訪米の受け入れから変化していない」と認識した³⁷⁾。12月の台湾選挙に合わせる形で行われた中国の11月の軍事演習について、米国はメディアや公式のスピーチで取り上げることはなかった。11月中旬に訪中した米国国防次官補のナイ(Joseph Nye, Jr.)の「中国の台湾攻撃による米国の反応は、その時の状況による」という発言からは、米国の反応は意図的に弱められたものであったことが分かる³⁸⁾。

中国の強制外交をもってしても曖昧な態度を取り続ける米国に対し、中国は米国の公約を明確化するために、次の軍事演習をより挑発的なものにする必要があると認識した。1996年1月、米国が台湾に立て続けにビザを発行したことを受け、中国は3月の軍事演習へ移行していく。

1996年3月の中国の軍事演習は、米国の台湾保護の意思を明確化させた。中国の軍事演習の目的は、台湾独立に強く反対する決意を示すことであった。米国の警告を無視してまでも演習を行うこと、台湾の総統選に合わせて演習を行うこと

で、米国の真の態度を見られると予想したのである。

3月8日から始まったミサイル演習を終え、第二波の海空実弾演習の中盤を迎えた頃の3月11日、米国は台湾への空母二隻の派遣を発表する。空母二隻の派遣は通常の警告の域を超えた異例の措置である³⁹⁾。そこには台湾海峡の安全保障維持に対する米国の強い決意が表れていた。曖昧な関与から一転、台湾海峡の安全保障に対する米国の強固な姿勢は、中国にとって予想外であった⁴⁰⁾。米国の反応を受け、中国は米国の公約を「明確かつ強固である」と認識するようになった。

3 中国の認識:リスク計算・制御可能性

本節では、抑止挑戦理論において、抑止の結果を左右する条件の一つである「挑戦国が選択肢のリスクを計算可能であり制御可能であると認識していたのか」を96年台湾海峡危機の事例に当てはめて考察する。

まず、中国が選択肢のリスクを計算可能と認識していたのかを考察する。中国の一番の動機は台湾が独立するのを防ぎたいということであり、それを実現するため軍事演習を行うようになった⁴¹⁾。中国には強硬姿勢に出る上で、二つの選択肢があったと考えられる。一つは台湾に侵攻し武力統一を果たし、台湾問題を解決するというものである。もう一つは、「一つの中国の原則」という強い意志と能力を示すために、威嚇行動などの限定的な武力行動に出ることである。

まず一つ目の台湾への全面的な武力侵攻について、中国は以下のことを恐れた⁴²⁾。第一に、国際的非難を浴びること。第二に、米国の軍事介入を招くことになれば、紛争の解決はより困難かつ長期的なものになること。第三に、周辺アジア諸国に脅威と映ること。第四に、中国自身の近代化政策である経済的発展に影響があること。そして最後に、中国人が中国人を攻撃することで、中国が唯一の合法政府であるという正当性が失われる可能性があることであった。以上の五点から中国は台湾に全面的武力侵攻することを避けた。

次に限定的な武力行使をする際に、中国は以下のような計算をしていた。第一に、軍事演習を行い強硬な姿勢を取ることにより「一つの中国の原則」という強い意志を台湾や米国に示すことである⁴³⁾。さらに大々的に宣言して軍事演習を行うことで、対台湾武力行使の能力が備わっていることを示すことができると予測した⁴⁴⁾。第二に、米国の圧倒的な軍事力を恐れていたため、米国との軍事衝突は避けたいと考えていた。そして米国もまた人的コストを回避したいであろうと考え、限定的な武力行使にはあまり反応してこないと予想した⁴⁵⁾。第三に、国内要

因も考えられる。江沢民政権は、軍事演習により愛国心を高めることができ、かつ軍事力の近代化を示すことができると考えた⁴⁶⁾。また台湾問題で強硬姿勢を取らなければ、米国に屈するという印象を与えかねないと思ったのである⁴⁷⁾。

以上のように、中国は選択肢のリスクを計算可能と捉え、よく計算していたことが分かる。次に、中国は選択肢のリスクを制御可能と認識していたのかを考察する。中国は米国が空母を派遣する以前は、限定的な武力行使について、リスクの制御が「可能」であると考えていた⁴⁸⁾。米国の出方を見るために、中国は台湾関係法における「有事」の段階の手前である軍事演習を行ったのである。これはすぐに手を引くことができる手段の中で、一番高次な手段であったと言える。

しかし米国が空母を派遣した後、中国はリスクの制御が「不可能」であると捉えるようになった。なぜなら米国の空母が台湾海峡に接近することで、海峡沿いで演習を繰り返す人民解放軍と米国との間で不測の事態に陥る可能性が高まったからである。中国は米国との決定的な対立を招く可能性を危惧していたのである⁴⁹⁾。

以上のように、当初、中国は選択肢のリスクを計算し制御「可能」なものとして捉えていたため、限定的な武力を制御しながら行使するという選択をした。しかし、米国の空母が派遣された後は、限定的な武力行使という選択肢のリスクを制御することが「不可能」であると捉えた。したがってその後は限定的な武力の行使を用いることを止め、危機は収束したのであった。

4 今後の台湾問題への含意

第2節と第3節から分かるように、危機当初、中国は米国の公約を「不明確」であり、かつ選択肢のリスクを計算「可能」、制御「可能」であると認識していた。従って、米国の公約を明確化するため、中国は台湾海峡での軍事演習やミサイル発射演習を繰り返し行ったのである。しかし、米国が台湾海峡付近へ空母を派遣すると、中国は米国の公約が「明確かつ強固」、リスク制御が「不可能」になったと認識した。そのため中国はそれ以上の武力行使を中止し、危機は収束した。これを抑止挑戦理論に当てはめれば、米国の中国に対する抑止の失敗は「限定的詮索」の段階で収まり、「制御された圧力」の段階へは移行しなかったと言える。

1950年代の二つの台湾海峡危機と1996年の危機において、抑止結果に違いが表れた要因として、中国のリスク制御に対する認識を低減させた二つの歴史的背景が考えられる。第一に、冷戦終結で中国はソ連の後ろ盾を失ったことが挙げられ

る。これにより、中国は対米関係を深化させる必要に迫られた。中国は大国として自国の力を伸ばすチャンスを得た一方、米国の覇権達成を阻止しなければならないとも認識していた⁵⁰⁾。そのため、強硬姿勢を保ちにくくなった。第二に、中台間の経済的深化である。中国は中台の経済的利益の損失を避けたかったのである。以上が50年代の危機と96年の危機とに抑止結果の違いが表れた理由である。

この台湾海峡危機の後、たしかに中台間の経済的相互依存は年々深まってきている。例えば、2010年には事実上の自由貿易協定である中台経済協力枠組協定(ECFA)を締結している。台湾を武力で制圧することは大きな経済的損失を伴うのである⁵¹⁾。しかし、それだけでは台湾海峡での武力衝突の可能性が低くなったと言い切ることはできない。実際、近年の中台関係は「政冷経熱」と言われているように、政治的対立は依然として存在する。台湾の対中国政策は歴代の総統により微妙に異なっているが、民主化や台湾化の浸透により、徐々に脱中国路線へ向かっていく動きを見せた⁵²⁾。2008年に誕生した馬英九総統は中台関係の改善に意欲的であり、それに対して中国側も好意的な反応を示しているが、目に見える成果はまだ出ていない。また、中国も2005年に反国家分裂法を制定したが、これは台湾問題の解決において非軍事的手段を選択肢としているため、台湾だけでなく国際社会からも大きな反感を買った⁵³⁾。さらに、2009年の台湾の国防報告書によると、中国は短距離弾道ミサイルと巡航ミサイル計1,300基を台湾に向けて配備しているとされる⁵⁴⁾。

つまり、台湾海峡において予断を許さない状況は続いており、米国が中国を抑止する重要性は依然として高いままである。それでは、この危機の後の米中の動きはそれぞれどうなっているのだろうか。まず米軍の介入を許すという苦い経験をした中国は、台湾海峡でのリスク制御を可能にするため、直ちに海軍力増強に乗り出した。1996年末までに多数の戦闘機をロシアから購入することを決定し、また独自の兵器システム近代化も着実に進めている⁵⁵⁰。その中でも特に警戒しなければならないのが、「接近阻止/領域拒否」戦略(通称 A2/AD)である。これは、南シナ海全域における中国の実効支配を確実にすると同時に、米海軍のプレゼンスを中国近海から遠ざけるというものである⁵⁶⁰。米軍の接近を阻止するため、中国は西太平洋への潜水艦の展開や機雷の敷設を目論んでいる⁵⁷⁰。

中国のA2/AD戦略に対抗するのが、米国のエア・シー・バトル (Air-Sea Battle: ASB) 構想である。これは、接近阻止の環境下における攻撃を抑止し、軍事作戦の全範囲において敵を打破するための構想である。接近阻止の能力を向上

させている中国に抑止をかけるため、米国が西太平洋から中東にかけての地域に 今後とも関与していくという確固たる意志を示している⁵⁸。これにより、米国は 公約の明確性と中国のリスク計算・制御不可能性を同時に達成できると思われる。 また、台湾としても、ある程度の自衛力を強化していくことが求められるだろ う。具体的には米国との連携、通常戦力、拒否的抑止の強化などが挙げられる。 現在尖閣諸島に関して中国との対立を抱える日本としても、被防御国としての今 後の役割として共通するところもあるのではないだろうか。

Ⅲ 抑止挑戦理論から見る尖閣問題と今後の展望

2010年9月、尖閣諸島沖にて「尖閣諸島中国漁船衝突事件」が起き、現在尖閣諸島を巡って、戦後類を見ないほど日中関係は緊張している。また、日本の同盟国である米国の動向は、尖閣問題に非常に強い影響を及ぼしている。そこで、この章では第1節で近年の日米中関係における懸案事項である尖閣諸島問題について概略を述べ、第2節では抑止挑戦理論の枠組みを用いて分析し、第3節では今後の展望を考察していく。

1 尖閣問題の概略

尖閣諸島をめぐる争いは、1968年に国連アジア極東経済委員会 (ECAFE) が海洋調査の結果、東シナ海一帯の海底に石油やガス田が存在する可能性が高いと指摘したことに起因する。調査結果の発表から三年後、中国が尖閣諸島の領有権を公式に主張するようになった⁵⁹⁾。

両国政府の基本的な主張を見ると、日本政府は、「尖閣諸島が日本固有の領土であることは明らかであり、解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」⁶⁰⁾ という立場を取っている。対して中国政府は、「釣魚島は中国固有の領土である。また、釣魚島の主権に対する日本の主張にはまったく根拠がない⁶¹⁾」と主張している。また米国政府は、日本の施政権を認め、日米安全保障条約第五条の適用範囲であるとしているが、その領有権については特定の立場を取らないと主張している⁶²⁾。

近年、日中間の対立は激しくなってきている。2012年に野田内閣の行った尖閣諸島の買い上げ措置、いわゆる「尖閣国有化」により対立は決定的となった。一方的な国有化を、日本が国交正常化会談の「尖閣問題棚上げ」という暗黙の了解

を無視したものであると中国が認識したからである。この「尖閣問題棚上げ」についても、両国間で根本的な主張の食い違いが生じている⁶³⁾。

このように日中関係は混迷を極め、最悪の場合、軍事衝突に至る可能性も高まってきている。中国の思惑について、現在は対米協調を重視し、譲歩を引き出そうとする一方で⁶⁴⁾、日本へは対決姿勢を強め、尖閣諸島獲得へ向け持久戦を戦う覚悟であるという見方もある⁶⁵⁾。そのような緊張した状況下で、軍事衝突を回避するためには、日本だけではなく防御国としての米国の抑止の存在が不可欠である。次節では、近年見られる中国のエスカレーションと米国の抑止が、「抑止挑戦理論」からどのように分析されるのかを見ていく。

分析に向け、前章で事例研究の対象となっていた台湾問題と尖閣問題の相違点と共通点をいくつか示しておきたい。まず、相違点から見ていく。第一に、被防御国としての日本と台湾の違いである。現在 GDP 世界第三位の日本と台湾とでは問題への影響力に差があるのではないか。第二に、台湾が有人の島である一方で、尖閣諸島は無人島であるということだ。これにより挑戦国である中国による行動、特に武力行使の仕方が台湾問題とは異なってくると考えられる。第三に、米国との同盟関係である。日米間は日米安全保障条約、台米間は台湾関係法により結ばれており、変更がより容易な国内法である後者の方が、公約として弱いと中国に認識されるのではないか。

次に共通点を見ていく。第一に、米国が防御国、中国が挑戦国として定義される拡大抑止の問題と捉えられることである。第二に、争点となっている島嶼は第一列島線と呼ばれ、アジアでの勢力圏拡大を左右する核心的利益と中国が見ていることである。660。第三に、米国が曖昧な立場を取っていることである。台湾問題では、「一つの中国」を容認する一方⁶⁷⁾、「台湾関係法」は維持され、対台武器輸出などは今なお続いている⁶⁸⁾。尖閣問題においては、後に議論する通りである。この曖昧な立場は、米国の公約に対する中国の認識に大きく関わるもので、最も重要な共通点と言えるであろう。

以上三つの相違点と三つの共通点があるが、挑戦者の認識に焦点を当てる「抑止挑戦理論」に対しては、これらの相違点の影響は小さく、逆に共通点は分析に大きく関わるものであり、得られる含意にはある程度の説得力が期待できると考えられる。

2 抑止挑戦理論から分析する尖閣問題

まずは抑止挑戦理論の第一条件、尖閣問題における公約である日米安全保障条約についての中国の認識を考察する。結論から言えば、公約としての安保条約の尖閣への適用に関して、中国は「確実だが弱い」と認識していると考えられる。考慮すべき点は次の三つである。第一に、米国は前節で述べた通り、尖閣における日本の施政権を認めており、安保条約五条⁶⁹⁾の適用について繰り返し明言している。最近でも、1月の日米外相会談でクリントン国務長官(当時)が、10月には日米安全保障協議委員会(2プラス2)でヘーゲル米国防長官がそのことを改めて強調している⁷⁰⁾。第二に、米国が尖閣に対する挑戦に何も反応しなければ、日米同盟全体や米国自体への信頼に大きな傷がつき、西太平洋での米国の影響力が低下する事態を招くであろう。よって米国の尖閣に対する公約は「明確」であるといえる。

第三に、その一方で、尖閣に対する米国の立場はその時々の対中政策によって変化しうる。特にオバマ政権は発足当初、中国とのG2を模索していたため、対中融和政策を採用し、尖閣への条約適用について明言を避ける⁷¹⁾ など公約の存在までも不明確にした。その後、2010年の中国漁船による体当たり事件を機に、オバマ政権はそれまでの方針を転換し、上述の通り、条約の適用については明言するようになった。しかし2013年10月の2プラス2の共同発表文には「中国を不必要に刺激する」との理由から「尖閣」の単語が盛り込まれず⁷²⁾、オバマ政権の対中政策の軟化は依然として見受けられる。日本を支持する立場とはいえ、尖閣のような無人島をめぐる争いに巻き込まれたくないというのが米国内の本音でもある⁷³⁾。米国がどこまでを中国の武力行使と認め、それに対してどのような対応をするのかは曖昧で柔軟性を持つと言える。

次に抑止挑戦理論の第二条件である、リスクの計算・制御可能性についての中国の認識を考察する。中国が尖閣に対して取りうる行動としては、全面的な武力侵攻、威嚇目的の砲撃など限定的な武力行動、そして非軍事的手段を用いた牽制行動の三つが考えられる。まずはじめの二つについては安保条約五条の「武力行使」に該当する行為であり、公約によって明確にカバーされているので、米国による介入を確実にもたらすであろう。加えて、中国は米国の圧倒的な軍事的優位を認識しており、仮に軍事衝突が起きた場合には勝利する可能性は限りなく低く、被るダメージのリスクは受け入れ難いと考えている74。つまり中国にとって、米

国との軍事衝突を招く可能性が高い尖閣への明白な軍事行動を選択するリスクは、 制御「不可能」であると考えられる。実際にこれまでのところ中国の尖閣に対す る軍事行動は起こっていない。

しかし最後に挙げた非軍事的行動については、中国との対立を避けたい米国がそれに対して決定的な介入をするとは考えにくく、中国がリスク制御「可能」だと判断していると考えられる。ここ最近、中国が中国海監などの非軍用艇を使用し、「通常のパトロール」と称した領海侵犯⁷⁵⁾を多発させるなど挑発行為の活発化をさせていることが、そのことを証明している。米海軍大学教授であるヨシハラ(Toshi Yoshihara)も「米国が軍事介入やエスカレーションをすることのないレベル以下に挑発を小さく抑え、自国の主張を固めつつ米国の出方を試している」⁷⁶⁾と中国の行動を分析する。またその目的についても「対日防衛に関する細かい義務解釈で押し問答を起こさせ、日米の離間を図ろうとしている」⁷⁷⁾と述べている。

以上の分析をまとめると、中国にとって米国の公約は「確実だが弱い」と認識しているが、軍事行動という選択肢は制御「不可能」であると認識している。一方、非軍事的な挑発という選択肢は制御「可能」であると認識している。したがって、現在の中国の行動は、リスク制御「可能」な非軍事的手段を用いた「制御された圧力」に最も近いと考えられる。次節ではここまでの分析を踏まえて、日本が今後取るべき政策を提言していく。

3 日本政府への政策提言

本節では、挑戦国の公約認識に関する二つの提言と、リスク計算・制御に関する三つの提言を行う。まず、中国の軍事行動を抑止していくために、日本は米国との関係を緊密化させ、米国の公約が「強い」と中国に認識させる必要がある。 米国の公約を強めるための方法として次の二点を提言する。

提言1. 尖閣問題に関して繰り返し明言することを米国に促せ。

これは、直接的に米国の公約を強める方法である。中国は米国の公約が弱いと 認識しているので、米国が尖閣問題に対して明言を繰り返すことによって、米国 の公約は「強い」と中国に認識させる必要がある。そのために、定期的な日米の 安全保障分野での会談を行い、共同声明の中に尖閣問題の文言を盛り込むように 促すべきである。

提言 2. 集団的自衛権の憲法解釈を見直せ。

憲法解釈を見直し、日本が集団的自衛権の行使を容認することで、米艦隊・戦闘機に対する攻撃の共同防衛や戦闘機への給油活動が可能になる。そうすることで、日本が米国の防衛を一部負担することになり、米国の人的コストと経済的コストが削減できる。日本の防衛価値が高まり、米国は公約を強める可能性がある。要は、米国の日本に対する公約を強めるための誘因を高めることである。これは間接的に米国の公約を強める方法である。尖閣問題に対する公約を間接的に強めるためには、同盟国としての日本を米国が必要であると思わせるべきである。

次に、中国の軍事行動を抑止するためには、軍事行動を起こすことのリスク計 算や制御が「不可能」であると中国に認識させる必要がある。これに関連して、 以下に三つの提言を行う。

提言3. 現在の防衛体制を受動的な「専守防衛」から能動的な防衛へと転換せ よ。

能動的な防衛とは相手が実際に、自国に対して攻撃を仕掛けていなくても、その兆候がある場合は先んじて攻撃を阻止していく防衛体制である。具体的な政策は、現在、米軍に依存している敵地攻撃能力を保有することである。長距離戦略爆撃機や攻撃型空母、長距離対地攻撃ミサイルなどがその能力の一部を構成するだろう⁷⁸⁾。さらに、中国からの弾道ミサイル攻撃を防ぐためのミサイル防衛システムや、相手の行動をリアルタイムで認知するための監視機能や早期警戒体制、情報収集体制の強化が重要である⁷⁹⁾。このような敵地攻撃能力の保有や監視機能の強化は、尖閣諸島への軍事攻撃、もしくはその準備をとった場合、軍隊や重要施設が攻撃の被害に遭う可能性を中国に認識させることに繋がる。中国にとっては軍事行動をとった場合のリスクが今まで以上に大きくなり、軍事行動におけるリスク計算や制御が難しくなるだろう。

提言4. 米国のエア・シー・バトル (ASB) 構想との連携をさらに深めよ。

ASB は、米国のみを対象とした構想ではなく、同盟国である日本に対しても 責任と任務分担の覚悟を求めている⁸⁰⁾。この作戦は中国の先制攻撃を想定してい るので、航空基地等の攻撃を受ける前に兵力をいかに退避・分散させるかが鍵と なる。日本の役割としては、在日米軍及び自衛隊施設が中国の先制攻撃に耐え得 るようにするための、日本にある所要の指揮通信システム及び主要基地の耐久性 の向上が必要である。

さらに、基地の分散化などが求められる⁸¹。また、ヨシハラらの言うように、 南西諸島に陸上自衛隊の地対艦誘導弾部隊を展開させ、海・空自衛隊と協力態勢 を構築することも有効である。これは、中国が太平洋へ進出し作戦行動する自由を与えないことを目的とし、コストが利益よりも遥かに高くつくことを意識させる狙いがある⁸²⁾。

提言 5. 日本と中国の経済的相互関係を強化せよ。

日本と中国は重要な経済的パートナーであり、貿易⁸³ と投資関係⁸⁴ において 現在でも高い水準を維持している。日本と中国との間に軍事衝突が起きた場合、 両国に甚大な経済的不利益が生じるだろう。経済発展は中国共産党の正当性にか かわるので、中国もこのような事態を避けなければならないと考えているだろう。 現在、協議が行われている日中韓 FTA や、東アジア地域包括的経済連携(RCEP) を締結し、日中の経済関係を更に発展させ、両国の経済的相互依存性を高めてい くべきである。日米同盟の緊密化と日本自身の防衛力の強化という「ムチ」と経 済協力という「アメ」を組み合わせて中国を抑止していくべきである。

- 1) 防衛省・自衛隊編『防衛白書』第1部、平成25年度版、「概要」の項。
- 2) IMF, World Economic Outlook Database, October 2012 〈http://www.imf.org/external/data.htm〉. 中国の GDP は2010年に日本を追い抜き、2013年には日本の約1.5倍に伸びると予測されている。
- Alexander L. George and Richard Smoke, Deterrence in American Foreign Policy: Theory and Practice, Columbia University Press, 1974, p. 11.
- 4) Ibid., pp. 519-520.
- 5) 土山實男『国際政治と安全保障―焦りと傲り―』有斐閣、2004年、181-182頁。 抑止理論には三つの波があると言われる。第一の波では新たに登場した核兵器に 抑止の役割を見出し、第二の波ではゲーム理論やバーゲニング理論を用いて抑止 を考察した。第三の波では認知科学や心理学を使い意思決定仮定に注目し、通常 戦争の抑止を考察するようになった。ジョージとスモークは第三の波の学者であ る。
- 6) Ibid., pp. 522-530. 第一条件について、挑戦国が公約を明確であると認識しても、 戦争予防には不十分であるとしている。その上で第二条件では、挑戦国が保持す る全ての選択肢をリスク計算不可能で、制御も不可能だと認識した時以外、抑止 が完全に成功したとは言えないとされる。
- 7) Ibid., pp. 534-536.
- 8) Ibid., pp. 536-540.
- 9) Ibid., pp. 540-543.
- 10) Ibid., pp. 543-547. この「制御された圧力」の戦略は、抑止が失敗した危機における第二段階として見られることが多いとされている。
- 11) Ibid., pp. 266-275. 朝鮮戦争以前の米国のトルーマン政権では、台湾の崩落を容

認する方針であった。中国共産党による朝鮮戦争への介入が、米国と台湾の関係を緊密にすることとなった。

- 12) Ibid., pp. 276-281.
- 13) Ibid., p. 281. 金門島と媽祖島が米国の防衛範囲内であることを示すと同時に、それ以外の大陳列島などは米国による防衛範囲外であることを明確に示した。
- 14) Ibid., pp. 288-292.
- 15) Ibid., p. 267. アイゼンハワー政権は危機後に蔣介石に金門島と媽祖島の政治的重要性を低める努力をさせなかった。中国は二島の政治的重要性を利用することで、自由なタイミングで危機を再現する能力を得たと言える。
- 16) Ibid., pp. 367-371. 米中の間で重大な誤認が起こらなかったおかげで、双方に危機を低次の軍事衝突に抑えられるという認識を与えた。その上で両国は危機のエスカレーションを回避するよう努めたと言える。
- 17) Ibid., pp. 541-542. 中国には金門島への全面攻撃という選択肢もあったが、一度 目の米国の反応を窺った後に検討されるものであった。
- 18) Ibid., pp. 376-389.
- 19) Ibid., pp. 371-376. 当時の大陸沿岸諸島には台湾の三分の一の兵力が配備されていた。砲撃の継続により、その兵力を削ぐことができれば、台湾体制に打撃を与え、米国の関与も弱まる可能性があった。また仮に兵力を削げなくとも、米国が蔣介石に兵の撤退を説得することで、台湾に諸島の支配を諦めさせられることが期待された。
- 20) 小笠原欣幸「中国の対台湾政策の展開―江沢民から胡錦濤へ」天児慧、三船恵 美編『膨張する中国の対外関係―パクス・シニカと周辺国』勁草書房、2010年、 191頁。
- 21) 同上、193頁。
- 22) 同上、193頁。1980年代以降のコンピュータ産業の拡大、政治面での民主化、選挙による平和的な政権交代の実現などの結果、台湾の人々が自信を深めたことにより生まれたもので、同時期の国際政治上での台湾の自己主張の高まりも、台湾アイデンティティの拡大に寄与した。
- 23) 同上、194頁。
- 24) 濱本良一「台湾海峡危機はいかに回避されたか」井尻秀憲編『中台危機の構造 一台湾海峡クライシスの意味するもの』勁草書房、1997年、209頁。初の正副総 統の直接選挙。54.0%の得票率をもって李登輝が再選した。
- 25) 同上、212-213頁。
- 26) 同上、214頁。
- 27) 同上、217頁。
- 28) David M. Lampton, "China and Clinton's America: Have They Learned Anything?" Asian Survey, Vol. 37, No. 12, December 1997, p. 1104.
- 29) 濱本「台湾海峡危機はいかに回避されたか」218頁。

- 30) 同上、220頁。
- 31) 同上、220-222頁。
- 32) 同上、223頁。
- 33) 松田康博「米中関係における台湾問題」高木誠一郎編『米中関係―冷戦後の構造と展開』日本国際問題研究所、2007年、93-120頁。台湾問題の平和的解決を望む米国は、中国に対して武力行使の抑止、台湾に対して独立の抑制をかけていた。
- 34) Andrew J. Nathan, "China's Goal in the Taiwan Strait," *The China Journal*, No. 36, July 1996, pp. 87–93.
- 35) Robert S. Ross, "The 1995–96 Taiwan Strait Confrontation: Coercion, Credibility, and the Use of Force," *International Security*, Vol. 25, No. 2, Fall 2000, pp. 87–123.
- 36) Ibid., pp. 87-123. 米国は台湾問題の平和的解決を望んでいたため、武力による強制外交そのものを批判した。
- 37) Ibid., pp. 87-123.
- 38) Ibid., pp. 87-123. 台湾への介入の曖昧さを強調し、強制外交を抑止、台湾の身勝 手な独立宣言を抑止していた。
- 39) 濱本「台湾海峡危機はいかに回避されたか」208-225頁。米国は中国の演習開始 直後、演習を強く批判し、外交圧力を高めた。しかし依然として演習を継続する 中国に対し、米国政府は空母インディペンデンス、ニミッツの派遣を発表した。 空母二隻の戦闘能力からして、威嚇の領域を超えた措置であった。
- 40) 小島朋之「台湾総統選挙後の中台関係と香港返還」『アジア時報』第314号、 1996年7月、6-26頁。中国は予想外であったと同時に強硬措置は成功したとも 考えている。
- 41) 井尻秀憲『中台危機の構造―台湾海峡クライシスの意味するもの』37-65頁。結果的に、中国が台湾内政への圧力を強めるほど、台湾の地位が国際化し自立化していくという皮肉な結果となった。
- 42) 安田淳「軍事面から見た両岸関係」『東亜』第345号、1996年3月、12-18頁。
- 43) 小島「台湾総統選挙後の中台関係と香港返還」 6-26頁。
- 44) 安田「軍事面から見た両岸関係」12-18頁。
- 45) Nathan, "China's Goal in the Taiwan Strait," pp. 87-93.
- 46) 井尻『中台危機の構造―台湾海峡クライシスの意味するもの』37-65頁。
- 47) 伊達宗義「台湾海峡危機のバランスシート」『海外事情』第44号、1996年 6 月、 2-14頁。
- 48) 井尻秀憲「台湾総統選挙後の中台関係を読む」『アジア時報』第314号、1996年 7月、45-58頁。中国は制御可能な軍事演習をしてみないと米国の公約が分から ないと認識していた。
- 49) 濱中良一「台湾海峡危機はいかに回避されたか」『東亜』第347号、1996年5月、6-17頁。中国の軍事演習の中止は両国関係にも有益との判断があったものと見られる。

- 50) 呉春宜「中台関係の構造的変化へのアプローチ (一) —「統一・独立」をめぐるジレンマの解消に焦点をあてて」『法學論叢』 139巻 4 号、1996年 7 月、77-100 頁。
- 51) Allen S. Whiting, "China's Use of Force, 1950-96, and Taiwan," *International Security*, Vol. 26, No. 2, Fall 2001, p. 124.
- 52) 高井潔、藤野彰、曽根康雄『現代中国を知るための40章』明石書店、2012年、267-275頁。まず李登輝元総統は「二国論」により事実上の独立路線を打ち出した。 続く陳水扁元総統は「一辺一国」論により、「一つの中国」原則を拒否した。
- 53) 呉春宜他『馬英九政権の台湾と東アジア』早稲田出版、2008年、162-164頁。第八条は、「台湾が中国から分裂するという事実を作り出し、あるいは中国から分裂する恐れがある事態となり、もしくは平和的統一の可能性が完全に喪失することになれば「中国は非平和手段を用いることができる、となっている。
- 54) 同上、273頁。
- 55) 斎藤彰『中国 vs. アメリカ―覇権争いの新たな〈グレート・ゲーム〉』ウェッジ、 2013年、53頁。
- 56) 同上、51頁。
- 57) 平松茂雄『台湾問題―中国と米国の軍事的確執』勁草書房、2005年、30頁。
- 58) 同上、144頁。
- 59) 中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題と日中関係~日本の領土編入から今日までの 経緯と今後の課題」『立法と調査』第334号、2012年11月、70-71頁。
- 60) 「日中関係(尖閣諸島をめぐる情勢)」外務省、2013年10月、〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/〉。
- 61) 「釣魚島は中国固有の領土である」中華人民共和国国務院報道弁公室、2012年 9 月25日、〈http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/2012/Document/1225270/1225270. htm〉。ここではその内容に代えて、目次を要約し、その主張としている。
- 62) 岡田充『尖閣諸島問題 [ナショナリズムの魔力]』蒼蒼社、2012年、93頁。
- 63) 矢吹晋『尖閣問題の核心―日中関係はどうなる』花伝社、2013年、64頁。
- 64) 春原剛『米中百年戦争 新・冷戦構造と日本の命運』新潮社、2012年、262-270 頁。
- 65) 春名幹男『米中冷戦と日本―激化するインテリジェンス戦争の内幕』PHP 研究 所、2013年、49-53頁。
- 66) 春原『米中百年戦争』251-255頁。
- 67) 春原『米中百年戦争』36頁。
- 68) 毛里一『台湾海峡紛争と尖閣諸島問題』彩流社、2013年、123頁。
- 69) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」外務省、1960年 1月、〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/jyoyaku.html〉。第五条は 「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武 力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法

上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する | と規定している。

- 70) 『読売新聞』2013年10月3日(夕刊)。
- 71) 『読売新聞』2013年9月20日。
- 72) 『朝日新聞』2013年10月23日。
- 73) 『朝日新聞』2012年10月7日。
- 74) Robert S. Ross, "Navigating the Taiwan Strait: Deterrence, Escalation Dominance, and US-China Relations," *International Security*, Vol. 27, No. 2, Fall 2002, pp. 48–85.
- 75) トシ・ヨシハラ「中国海監の尖閣「消耗戦略」」『FACTA』第8巻第2号、2013年2月、66-68頁。
- 76) 同上、67頁。
- 77) 同上、68頁。
- 78) 新治毅・杉山徹宗『現代日本防衛論』芦書房、2011年3月、189頁。
- 79) 新治・杉山『現代日本防衛論』199頁。
- 80) 木内啓人「統合エア・シー・バトル構想の背景と目的―今、なぜ統合エア・シー・ バトル構想なのか」『海幹校戦略研究』第1巻第2号、2011年12月、140頁。
- 81) 同上、148頁。
- 82) 石原敬浩「Air Sea Battle と対中抑止の理論的分析―トシ・ヨシハラ、ジェーム ズ・ホームズの論考を題材として」『海幹校戦略研究』第2巻第2号、2012年12月。
- 83) 「輸入相手国上位10カ国の推移(年ベース)」財務省、〈http://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/data/fy5.pdf〉。
- 84) Invest in China, News Release of National Assimilation of FDI From January to September 2013, October 2013, http://www.fdi.gov.cn/1800000121_49_3924_0_7. http://www.fdi.gov.cn/1800000121_49_3924_0_7.

宮岡研究会4期生(50音順)

和泉	理久	今村	達也	江尻	修平	柿野	寛将
齊藤	薫	長沼	良	中村	俊平	野尻	大地
本田	隼人	水留	啓	役田	大		